



2019年8月23日

Chi-X Japan PTS での信用取引の取扱いについて（アップデート）

本日、チャイエックス・ジャパン株式会社は、PTS における信用取引取扱いについて、金商法第 31 条第 6 項の規定により認可を金融庁から受けましたのでお知らせいたします。

本認可をもって、PTS 信用取引解禁に必要な規制および制度面での環境が整いましたが、信用取引を取扱う予定の証券会社の準備状況等も鑑みて、実際の信用取引の取扱いは、2019 年 12 月 2 日の開始を予定しています。

PTS 運営者である弊社が PTS 信用取引を取扱うに当たっては、信用銘柄の規制措置の実施、信用残高の管理・公表、日本証券金融株式会社との連携等の運用、また PTS システムの更新が必要となりますが、これら業務の運用開始や新システムの本番環境での稼働も 2019 年 12 月 2 日からとなります（テスト環境では既に新システムが稼働しています）。

弊社 PTS では、一般・制度全ての信用取引を、全参加証券会社から受注できますが、信用取引の取扱いをご希望される参加証券会社に置かれましては、事前の申請が必要になります。また、PTS 信用取引の開始にあたって、下記の書面が新設もしくは更新されます。

新設	<ul style="list-style-type: none">信用取引取扱規則
更新	<ul style="list-style-type: none">私設取引システム運營業務規程チャイエックス・ジャパンマーケットガイド（Chi-X PTS<愛称 Chi-Alpha>および Chi-Select）システム仕様書（FIX, CHIXOE, Drop Copy, SFTP）

事前申請のお手続きや書面のご要望についてはクライアントサービス部までご連絡ください。

引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上